平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 ほか31名

被告 埼玉県知事 ほか4名

# 証 拠 申 出 書(追加)

2008(平成20)年6月11日

さいたま地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新 一

同 南雲芳夫

同 野本夏生

同 小林哲彦

外

原告は、本年3月27日付証拠申出書で記載した7名に加え、以下の人証について証拠の申し出を行う。

### 第8 証人 田島浩

1 人証の表示

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁内

証人 田 島 浩(呼出 120分)

- 2 証人の経歴
  - 2008年4月1日現在:埼玉県 企画財政部 土地水政策課課長
- 3 立証趣旨等

証人は、埼玉県の職員であり、埼玉県が行う水需要予測の責任者である。

埼玉県では、1990年代に入ってから水道用水の需要は増加が止まり減少傾向にさえなっているが、将来の水需要予測についてはこうした需要実績と乖離した予測を行っている。

同証人により、埼玉県がこれまでに行ってきた水需要予測がことごとく過剰な予測となっていること、平成15年の「埼玉県長期水需給の見通し」(乙第26号証)における予測も大きく実績と乖離しており、その時点において、過去の実績との乖離を踏まえてより適切な予測を行うことが可能であったこと、適切に予測を行っていた場合、本件八ッ場ダム計画に埼玉県が利水面から参加する利益はないと判断できたこと、今回、被告は、再度、平成18年度水需要予測の見直しを行っているが、この見直しに際しても過去の需要実績を無視した予測を行っていること等を明らかにする。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

### 第9 証人 朝堀泰明

1 人証の表示

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁内 証人 朝 堀 泰 明(呼出 120分)

- 2 証人の経歴
  - 2008年4月1日現在:埼玉県 県土整備部 河川砂防課 課長
- 3 立証趣旨等

証人は、現在、埼玉県県土整備部河川砂防課課長の職にあり、埼玉県の河川行政についての責任者である。

被告は、八ッ場ダム建設事業の治水に係る費用の負担金は、国土交通大臣が行う河川の管理により、同法60条1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合に、当該利益を受ける都府県に負担させるものであるが(同法63条1項)、当該都府県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県に判断権限はないとの趣旨の主張を行い、被告自らの責任を回避している(被告準備書面?2頁)。

しかしながら、国土交通大臣から河川法に基づく治水負担金の納付通知が来るのは、関係各都県が下記 ~ のとおり、河川法第63条に基づく費用負担および八ッ場ダムの治水分の費用負担について同意の意見を述べているからであって、この費用負担は、国土交通大臣の一方的な判断で決められたものではない。河川法第63条などに基づく「国が都県の意見を聞く」は協議と同じ意味と解されることは、国会の質疑でも明らかにされているところである(甲B35号証)。

現に埼玉県は、国に対して、 利根川水系工事実施基本計画の改定時〔1980(昭和55)年度〕(甲B36号証)、 八ッ場ダム基本計画変更時〔2003(平成15)年度〕(甲B37号証)、 八ッ場ダム基本計画の策定および変更時〔1985(平成7)年度、2003(平成15)年度〕に、それぞれ費用負担等について同意する旨の意見を述べている。

従って、埼玉県においては、当然、本件八ッ場ダム建設により、「著しく利益を受ける」かどうかを検討判断したうえで、上記の各意見を述べているはずであり、その検討判断をした担当部局が県土整備部である。しかし、被告は、埼玉県内部の上記検討内容について、未だ全く明らかにしていない。

さらに、国土交通大臣が、八ッ場ダムに関する治水負担金を埼玉県に負担させることができるのは、河川法63条1項に基づき、八ッ場ダム建設によって、埼玉県が「著しく利益を受ける場合」に限られ、その費用負担額は、その「受益の限度」に限られるはずである。

ところが、原告らが既に主張しているとおり、埼玉都を含む流域各都県には、この八ッ場ダムの建設による著しい治水上の利益がない。従って、被告埼玉県知事には、河川法63条に違反する大臣の納付命令に拘束されることはなく、むしろ、地方財政法25条3項に基づき、東京都には何らの利益もない巨額の八ッ場ダム建設負担金の支払を拒否すべき義務がある。この支払拒否権を行使しないままに、大臣の納付命令に応じて、漫然と支出決定を行うことは、地方財政法4条に違反する行為であり、従って、財務会計法規上の義務(地方自治法138条の2に規定する誠実執行義務)違反にあたる。

そこで、大臣からの納付命令に対して、埼玉県が、これに応じて支出を決定した際に、東京都内部において、当該納付命令が、河川法63条の要件を充足しているか否かについて、いかなる検討判断をしたのかが明らかにされなければなら

ない。

以上から、同証人をもって、負担金額が著しく増額することとなる計画変更等に対する都の意見や、大臣からの納付命令に対する都の対応方針を決定する際の、 埼玉県内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件ハッ場ダムによって埼 玉県が著しい利益を受けることがないことについて立証する。

# 4 尋問事項

追って提出する。

# 尋問事項 証人8 田島浩

身上・経歴

埼玉県が行ってきた水需要予測とその実績

「埼玉県長期水需給の見通し」(乙第26号証)における水需要予測の具体的な手法

過去の水需給実績から科学的に予測した場合の将来の水需要

平成18年度水需要予測の見直しを行うに至った経緯

埼玉県にとって利水上、八ッ場ダムはいかなる理由に基づいて必要と言えるのか

その他、本件に関連する一切の事実